

学校感染症等に係る登校に関する意見書

担任→保健室

年 組 番 生徒名

疾患名(

)*疾患名をご記入ください。

【学校保健安全法第19条、学校保健安全法施行規則第18・19条】

	疾患名	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス)、鳥インフルエンザ(H5N1)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日間を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治癒が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症 COVID-19	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日間を経過するまで
第3種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症※	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※第3種のその他の感染症(感染性胃腸炎等)は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第3種の感染症として緊急的に措置をとることができる。

令和 年 月 日(初診)

上記の学校感染症で加療中のところ、感染症予防上、支障がないと認めましたので、

令和 年 月 日より 登校を許可します。

令和 年 月 日

医療機関名:

住所:

TEL:

医師名:



学校記入欄 出席停止期間

令和 年 月 日()~令和 年 月 日()